

制度情報—2021年12月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

『労働組合法』の改訂に関する決定

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第107号

(公布日) 2021年12月24日

(施行日) 2022年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 企業が従業員との労働協約に違反した場合、労働組合は企業に是正及び責任負担を要求する権利を有することを明確に定めた。(第6条)
- (2) 企業に従業員賃金の上前をはねたり、遅配・不払いがあるか、勤務時間をみだりに延長し、安全衛生の条件を提供しない等の状況がある場合、労働組合は従業員を代表して企業と交渉し、企業に是正措置を取るよう要求しなければならない。(第7条)
- (3) 企業は経営管理及び発展にかかる重大な問題を検討するにあたり、労働組合の意見を聴取しなければならない。また、企業が従業員の賃金、福利待遇、勤務時間、休息・休暇、女性従業員の保護及び社会保険等の従業員の利益に関わる問題を検討する場合には、必ず労働組合代表がその会議に参加しなければならない。

2. 今後の留意点

今回の『労働組合法』改訂では、労働組合や従業員代表が企業の労務関連事項に参加することが大いに求められている。各日系企業では労務関連のケース対応にあたり、労働組合や従業員代表だけでなく、公正な第三者として弁護士を介入させ、関連の会議議事録等を証拠として作成し、保管しておく、効果的な対策となる。(全11条)

『行政処罰法』のさらなる実施徹底に関する通知

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2021〕26号

(公布日) 2021年12月8日

1. 主なポイント

- (1) 行政罰は、法律、行政法規、部門規則に基づき法通りに設定しなければならない。権益の減損又は義務の増加によって、公民・法人・その他の組織に対する処罰を行うには、法により行

政罰を設定しなければならず、その他の行政管理措置の名目により形式を変えて処罰を設定してはならない。(第3条)

- (2) 過料の金額は合理的に設定し、法律、行政法規により違法行為についてすでに過料の規定を設けているものは、部門規則において法律、行政法規に設定する行政罰の行為、種類、程度の範囲内で規定しなければならない。(第4条)
- (3) 電子技術によるモニタリング設備の設置及び使用について規範化した。電子技術モニタリング設備が収集する情報の使用範囲を厳格に制限し、漏えい又は他人への違法な提供を禁じた。(第8条)
- (4) 各地の行政所管機関に対し「初回の違法であり、かつ危害の結果が比較的軽微で、速やかに是正した場合は行政罰を行わない」という規定の徹底を要求し、複数の分野に適用する寛容措置として処罰免除リストを制定した。(第9条)
- (5) 行政罰を委託する行為について規範化した。行政罰を委託する場合、委託側行政機関及び受託側組織は委託書を社会に公開しなければならない。(第13条)

2. 今後の留意点

改正された『行政処罰法』は、2021年7月15日から正式に実施されているが、実務においてなお一部の問題が存在している。国務院から本通知が公布されたことは、各行政所管機関が行政処罰実施行為を規範化するうえで役立つものとなる。各日系企業では、本通知の規定を把握し、社内の各種経営計画及び経営活動の適法性についてより慎重かつ全面的な確認を行い、各措置を合理的に活用し、政府機関と交渉することを勧める。(全15条)

食品の安全への危険性にかかる刑事事件処理における

若干の法律適用問題に関する解釈

(発令元) 最高人民法院、最高人民検察院

(法令番号) 法积〔2021〕24号

(公布日) 2021年12月31日

(施行日) 2022年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 『食品安全法』及びその実施条例との整合を図り、生産、販売が食品安全基準に適合しない具体的な事由を補足して列挙した。(第1条、第2条等)
- (2) 『刑法』第144条に規定されている「有毒、有害な食品の生産、販売罪」に定める「明らかに知っている」ことの認定について、総合的に要素を認定することを明確にし、「明らかに知っている」とする事由を列挙した。例えば、明らかに市場価格を下回る価格で仕入れ・販売を行い、合理的な理由がないものは、「有毒、有害な食品の生産、販売罪」における「明らかに知っている」状況と認定することができる。(第10条)
- (3) 製造日、品質保証期限の修正、包装の交換等の方式によって品質保証期限を過ぎた食品や回収した食品を販売する等の重大な違法や、比較的高い食品安全リスクに対し、「偽造・劣悪商品の生産、販売罪」を適用し罪状を確定して処罰する。(第15条)

2. 今後の留意点

食品の安全はかねて社会の公衆が高く注目する問題である。この司法解釈では、食品安全に関わる刑事犯罪行為の罪状確定処理について明確な解釈及び規定を打ち出しており、食品の生産、経営に関わる日系企業では、速やかに関連の規則を把握したうえで、弁護士に相談し、社内の生産、経営の全過程についてコンプライアンス評価、見直しを行って本解釈に規定される違法状況となることを回避されるよう勧める。(全26条)

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）

（発令元）国家発展改革委員会、商務部

（法令番号）国家発展改革委員会、商務部令 2021年第47号

（公布日）2021年12月27日

（施行日）2022年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 内資、外資の投資者に『市場参入ネガティブリスト』を統一適用することを明確に規定し、『外商投資参入ネガティブリスト』（2021年版）に含まれない分野についても、外資系企業は国内企業と同様に、『市場参入ネガティブリスト』の規定を遵守しなければならないとした。（説明部分第1条）
- (2) 製造業分野の対外開放をさらに進め、完成車製造及び衛生テレビ・ラジオの地上受信施設及び重要部品生産に関する外資制限を廃止した。漢方薬材の蒸す、炒る、炙る、火の中で焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の機密処方製品の生産への投資を禁じ、出版物の印刷は中国側による持支配でなければならないとするほかは、製造業分野において外商投資を制限する措置がなくなった。（第6条、第7条）
- (3) 外資による社会調査分野への投資は依然として禁じられている。（第18条）

2. 今後の留意点

2021年版の外商投資参入ネガティブリストは2020年版から条目数が33から31に縮減され、外商投資に対する対外開放がさらに拡大された。各日系企業では投資を実行する前に、投資先の分野、地点を踏まえて事前に弁護士に確認を取り、フィージビリティスタディーを行って戦略投資案を確定し、法律、規則に適合した設立・運営投資を行うよう勧める。

(全31条)

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）

（発令元）国家発展改革委員会、商務部

（法令番号）国家発展改革委員会、商務部 2021年第48号

（公布日）2021年12月27日

（施行日）2022年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 特殊な状況における免除規定を明確に定めた。国務院の関係所管機関の審査確認及び国務院の承認を受けた特定の外資系企業には、「外商投資参入ネガティブリスト」中の関連分野に関する規定を適用しない。(説明部分第5条)
- (2) 自貿区内において、サービス業分野における外資参入制限を緩和した。例えば、ラジオ・テレビの視聴調査は、中国側の持分支配としなければならず、自貿区における外商投資市場調査分野への外資参入制限がなくなった。従前は、社会調査分野への外商投資が禁止されていたが、「中国側の持分比率が67%を下回らず、法定代表者が中国籍を有する」という条件を満たすことを条件に、外資系企業は中外合弁の形式により投資することができる。(第14条)
- (3) 外資系企業が中外合弁形式により医療機関に投資することができることを明確にしたが、当該分野への独資による投資は認めない。(第20条)

2. 今後の留意点

2021年版の自貿区用外商投資ネガティブリストは、2020年版から投資制限条目数が30から27に縮減され、自貿区内において製造業分野への外資参入制限が全面的に開放された。中国では今後も引き続いて外資参入に対する制限が緩和されるとみられるが、自貿区は試験運用を行うパイロット地点となるため、より多くの優遇・利便化政策の適用が受けられるように、各日系企業では自社の状況を踏まえて自貿区内の投資に適する分野について検討することを勧める。(全27条)

『企業登記抹消の手引き(2021年改正版)』公布に関する公告

(発令元) 国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、
商務部、税関総署、国家税務総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、
商務部、税関総署、国家税務総局公告2021年第48号

(公布日) 2021年12月28日

1. 主なポイント

- (1) 企業が経営期間満了によるか、自らの意思により解散することを株主/株主会で決議するにあたっては、有限責任会社では株主/株主会が書面の解散決議を作成しなければならず、決議は3分の2以上の議決権を代表する株主の賛成を得て可決したものに限り有効となる。(第2条)
- (2) 簡易抹消の適用対象及びそれを適用しない事由について明確に定めた。例えば、国家规定により特別管理措置を実施する外商投資企業に関わる場合、企業が「経営異常リスト」又は「重大な違法による信用失墜企業リスト」に登録されている等の場合、簡易抹消手続きを適用しない。(第4条第2項)
- (3) 企業が税務上非正常状態にあることが明確である場合、税務登記抹消の手続きを行う前に、税務機関との意思疎通・交渉を行い、納税申告の追完手続きを行って非正常状態を解除する必要がある。(第5条第5項)
- (4) 会社の株主、董事、高級管理職等が登記抹消時に留意すべき事項及び法的責任を提示した。例えば、清算組が規定通りに通知や公告の義務を履行せず、債権者が債権未申告となり弁済を受

けられなくなった場合、清算組メンバーはこの損失について賠償責任を負わなければならない。
(第6条)

2. 今後の留意点

この『企業登記抹消の手引き』では、企業の市場撤退についてより実行可能性のあるガイドラインを提供している。コロナ禍のため経営不振となり、中国市場から撤退しようとする日系企業があれば、この手引きを参照し、弁護士と相談したうえで対応の全過程に参加させ、政府機関との交渉を委託することで、より適切かつ正しい方式で市場から退出できる可能性が高まる。(全6条)

食品生産経営監督検査管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第49号

(公布日) 2021年12月31日

(施行日) 2022年3月15日

1. 主なポイント

- (1) 食品生産経営監督検査を担当する部署及び職権を明確にし、県級以上の市場監督管理機関が食品生産経営の監督検査を担当すると定めた。(第7条、第8条、第9条)
- (2) 国家市場監督管理総局は、食品生産経営監督検査要点表の制定を担当し、監督検査の主な内容を明確にする。省級市場監督管理機関は、監督検査評点表をより詳細に制定する。(第13条、第14条)
- (3) 一般食品、特殊食品の生産段階、販売段階及び飲食サービス段階における監督検査の要点を明確に列挙した。(第15条、第16条等)
- (4) 市場監督管理機関が監督検査を実施するにあたって取ることのできる措置を明確に定めた。
例えば、現場検査の実施、食品に対する抜取検査、契約書、伝票、帳簿等の文書資料の閲覧・複写、違法な食品生産経営活動が行われた場所の封鎖等がある。(第25条)
- (5) 食品生産経営者が本弁法の規定に違反した場合に負担すべき法的責任を明確に定めた。(第37条、第41条、第48条)

2. 今後の留意点

本弁法では、食品生産経営者に対する監督検査を強化するとして、生産経営者に対するランダム監督検査の実施を要求した。各日系企業では本弁法が発効して施行開始となる前に、規定の内容を理解し、市場監督管理機関が定める監督検査要点の内容に沿って、企業の生産、経営の全過程について事前に弁護士とともに適法性評価を行い、食品生産や仕入検査、不合格となった食品の管理やリコール等に関する各種制度を調整・改善し、適法な経営と社内管理を実現することが望ましい。
(全55条)

動産及び権利担保の統一登記弁法

(発令元) 中国人民銀行

(法令番号) 中国人民銀行令〔2021〕第7号

(公布日) 2021年12月28日

(施行日) 2022年2月1日

1. 主なポイント

- (1) 動産及び権利担保を統一登記できる範囲の類型を明確に定めた。例えば、生産設備、原材料、半製品、製品の抵当権設定、売掛金の質権設定、預金証書、倉庫証券、船荷証券の質権設定、ファイナンスリース、所有権留保等がある。(第2条)
- (2) 中国人民銀行の信用調査センターが動産及び権利担保の登記機関となり、登記機関では登記内容に対する実質審査を行わないことを明確に定めた。(第4条)
- (3) 担保権者が動産及び権利担保の抹消登記を手続きすべきとする事由を明確に定めた。主債権の消滅、担保権利の実現等。(第16条)
- (4) いかなる法人、非法人組織、自然人も、統一登記システムの利用者として登録した後は、企業名称、自然人の身分証番号からその動産及び権利担保の登記情報を照会することができる。(第25条、第26条)

2. 今後の留意点

中国人民銀行信用調査センターでは企業の動産及び権利担保登記の内容について形式審査を行うのみで、双方の抵当権契約、所有権留保契約等の内容について実質審査は行われなため、各日系企業で抵当権契約を締結し、抵当権設定登記を行う前に、契約内容について弁護士によるリーガルチェックを受けることが望ましい。(全34条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2018年10月に日系A社に事務員として入社した。2019年6月、A社は、勤怠記録を集計する中で、王氏が他人のタイムカードを代理で打刻し、王氏も他人に代理打刻をさせている事態に気づいた。2019年8月、A社は会社の就業規則規定に対する重大な違反があるとして、王氏を解雇した。王氏はA社により労働契約を違法に解除されたことを理由に、賠償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

王氏が他人のために代理打刻し、自身も他人に代理打刻をさせていた行為は、規則制度への重大な違反を構成するか。

3. 弁護士の分析

王氏が他人のために代理打刻し、自身も他人に代理打刻をさせていた行為は、規則制度への重大な違反を構成する。理由は以下の通り。

(1) A社は「就業規則」で、「何らかの行為によって従業員の勤怠に関するデータ・記録を偽造し、会社の勤怠管理を妨害すること（出退勤時の代理打刻を他人に依頼するか他人のために行うこと、勤怠記録の偽造を含むがこれらに限らない）は、重大な規則制度への違反にあたる」と明確に規定しており、当該「就業規則」は制定の過程で民主的プロセスを履行したものであり、王氏も入社時に署名確認を行ったことで、この「就業規則」を遵守することを誓約している。

『労働紛争案件の審理への法律適用問題にかかる最高人民法院の解釈（1）』第50条により、「就業規則」はA社と王氏との権利・義務を確定する根拠とすることができると規定されている。

(2) A社が提供したモニター映像には、王氏が異なる2枚のタイムカードを手に持ち、同一のタイムレコーダーで順に打刻する様子が写っており、他の従業員からも、王氏が他人のために代理打刻を行ったことを証明する証拠が得られた。このため、王氏の行為はA社の「就業規則」に著しく違反する行為であるといえる。

また、王氏の行為は基本的な労働規律や信義則にも反するものであり、従業員と会社の相互信頼に悪影響をもたらすものでもある。

従って、A社が王氏との労働契約を解除したことには事実と法律の根拠が存在し、これは適法な労働関係の解除であり、会社が違法な解雇について賠償金を支払うべきものではない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁、一審、二審裁判を経て最終的にA社による王氏との労働関係解除は適法かつ有効なもので、王氏に対する違法な労働契約解除にかかる賠償金を支払う必要はない。

5. 留意点

実態として従業員が他人に代わり勤怠打刻する行為は少なからず発生している。表面的にはタイムカードを代理で打刻する行為に過ぎないが、実質的には遅刻、早退、無断欠勤となることを回避、隠蔽する行為であり、会社の管理秩序を著しく乱すものとなる。このような事態が発生して従業員を解雇処分した場合、解雇された従業員から訴訟を提起されるおそれがあり、会社側が必ず勝訴で

きるとは限らない。このようなリスクに備える対策として、社内管理において以下2点に留意する必要がある。

- (1) 従業員勤怠の管理強化。既存の「就業規則」を改めて見直し、勤怠代理打刻等の行為に対する処分規定があるか、内容が適法かつ合理的であるか、「就業規則」について民主的プロセスを十分に履行しているか、従業員本人から署名確認を取得しているか等を確認しておく。
- (2) 従業員の勤怠管理は、企業によってタイムカード打刻、指紋認証、顔認証等が使用されているが、『個人情報保護法』がすでに施行されている中、従業員から会社が個人情報やプライバシーを侵害したと主張されることを防ぐために、企業では『個人情報保護法』の関連規定に基づき、弁護士と検討して勤怠や個人情報の使用・保護に関する適法で完全な規定を設け、従業員への個人情報侵害とならないように十分注意する。